



既製品の組み合わせに
著作権は発生するのか



模擬裁判

～モダンアート「煌」事件～

現代アートの巨匠が製作した作品と若手アーティストの作品が似ていると
巷では大騒ぎ！巨匠と若手の戦いが幕をあける。

2022.11.4(金) 15:00～
日本大学法学部 2号館 7階 272講堂
主催:藤田ゼミナール8期生

表紙裏

目次

1 目次	・ ・ ・ p 2
2 あらすじ	・ ・ ・ p 3
3 キャスト・スタッフ紹介	・ ・ ・ p 4
4 会場の説明	・ ・ ・ p 6
5 事案の概要・争点	・ ・ ・ p 7
6 訴状	・ ・ ・ p 13
7 証拠一覧	・ ・ ・ p 25
8 用語集・条文	・ ・ ・ p 32
9 関連裁判例	・ ・ ・ p 34
10 判決文	・ ・ ・ p 40
11 判決要旨	・ ・ ・ p 52
12 担当教員コメント	・ ・ ・ p 56
13 編集後記	・ ・ ・ p 57



あらすじ

現代的アートの巨匠による新作がとある若手アーティストの
過去作品とそっくりだった!?

若手アーティストは「警告書」を送り猛抗議!!

しかし、巨匠はその「警告書」を無断でSNSに
アップしてしまい……。



若手 対 巨匠の
戦いが幕を開ける……。

キャスト・スタッフ紹介

原告側



原告 伊藤 純



原告側証人 沢村 隼人

被告側



被告 剛田 ひでとし



被告側証人 中村 佳祐



原告訴訟代理人弁護士

原告側弁護士 三船 漱一郎
(主任)
林 拓実
池田 翔梧

被告訴訟代理人弁護士

被告側弁護士 西橋 風汰
(主任)
古宮 康平
秋元 駿平
金子 修造

裁判所

裁判長 三宅 実緒里
裁判官 市川 真理子
土井 龍太郎
事務官 桜井 雄大

司会・ナレーション 笹崎 偲歩
入江 佳由

PP 担当 須藤 太晟
シナリオ担当 笹崎 偲歩
入江 佳由



原告 伊藤 純 (荻田 光陽)

若手のアーティスト。大阪府新進アーティスト選抜展・朝日新聞社賞を受賞しており、2020年12月の「週刊古潮」12月20日号より、「日本の現代アート界を担う若手アーティスト30人」に選ばれ、世間から注目を集めている。2019年12月、彼はアートイベント「おおさかカンヴァス2019」に原告作品「煌(きらめき)」を展示。また、2020年4月の大和郡山市で開催された映画の公開記念イベント及び「大和郡山お城まつり」においても原告作品「煌(きらめき)」を展示。



原告証人 沢村 隼人 (佐藤 圭一郎)

2009年から広告代理店に就職後、様々なイベントの企画や宣伝に携わる。2017年に広告代理店を退社し、フリーランスのイベントプロデューサーに転職し、主に地方発信型のアートイベントの企画及び運営に携わっている。



被告 剛田 ひでとし (山野 竜也)

美術界の巨匠。ロサンゼルスで展覧会『Earth of the earth』展が開催され、全米で話題に。有名なブランドとコラボしており、巨匠の名にふさわしい活躍をしている。2022年1月、東京都近代美術館、剛田ひでとし展「命の灯火」を開催し、そこで本件被告作品「Life is the Bloom.」を美術館に展示。

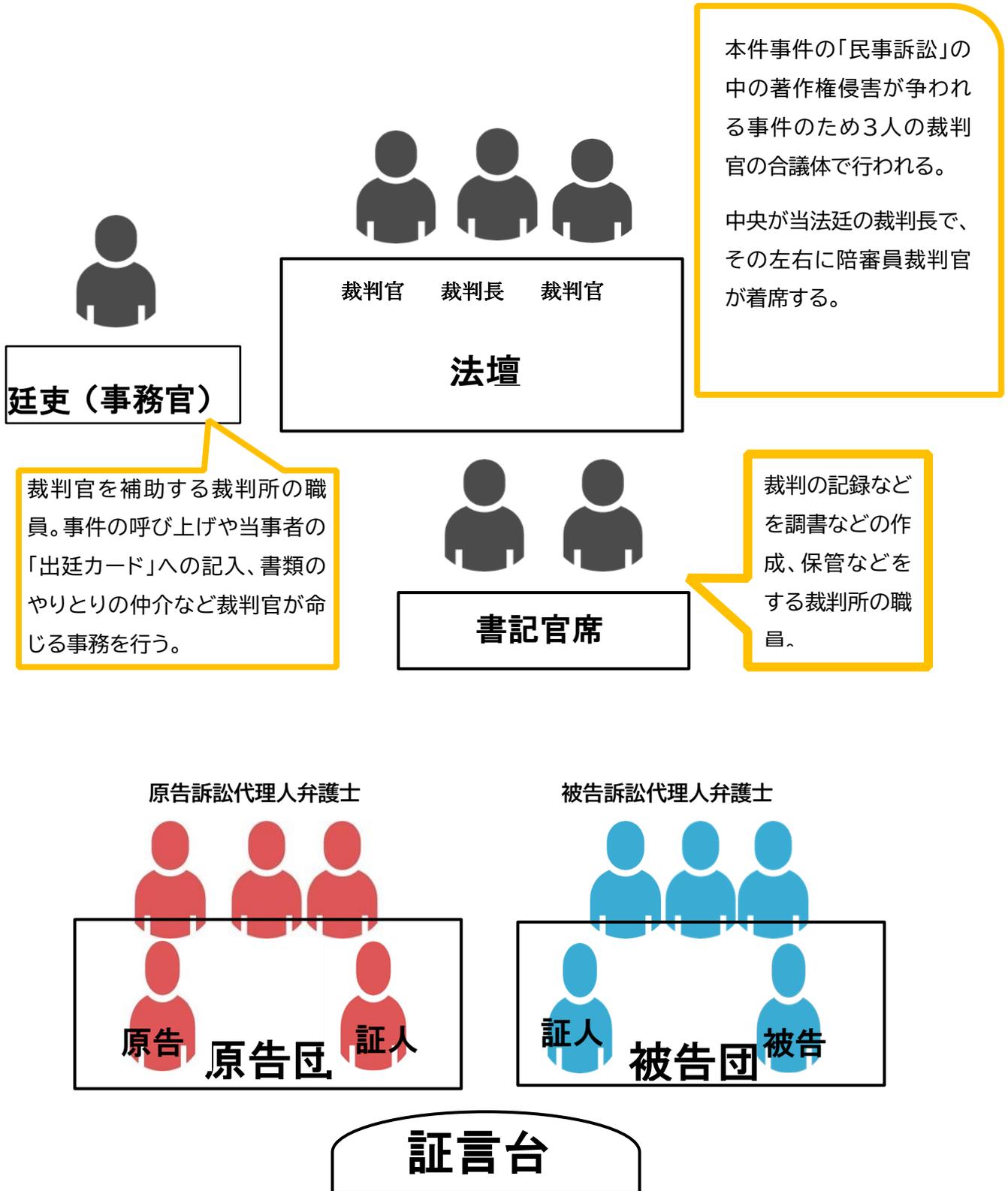


被告証人 中村 圭祐 (小山 元芸)

美術評論家であり、2019年から東京都近代美術館館長を務めている。また、彼は被告の個展(命の灯火)を主催しており、その個展で問題が発生したことにより、自分が責任を負うことにならないかと困っている。特に問題となっている被告作品(Life is the Bloom.)は今回の個展の目玉であり、展示が中止になることを恐れている。

会場の説明

※当法廷は、以下のような構成になっています。



事案の概要・争点

本事件には3つの争点があります。その3つの争点の原告被告それぞれの主張のうち、どちらの主張が裁判所に認められるかが当法廷で判断されます。

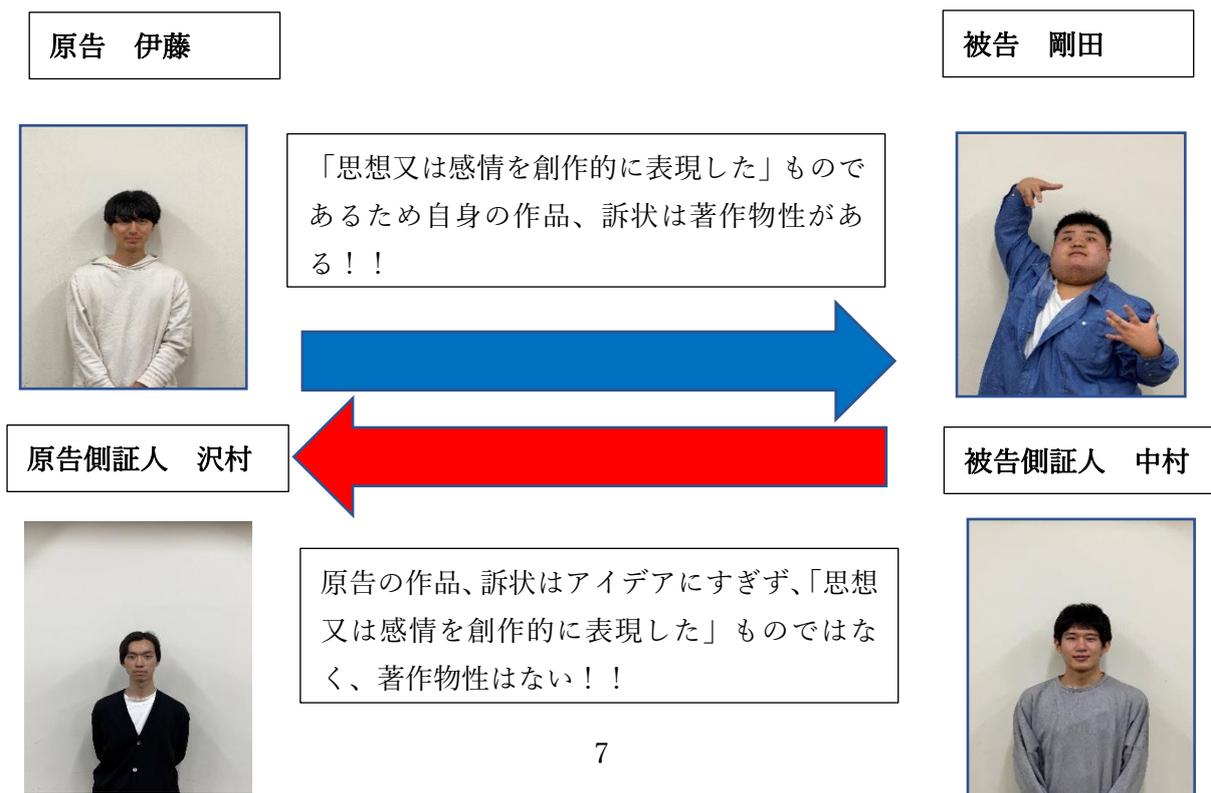
争点

- ① 原告作品、原告警告書それぞれに「**著作物**」性があるか。
- ② 被告作品は原告作品の「**複製権**」又は「**翻案権**」侵害にあたるか。
- ③ 被告による原著作物(原告作品)の名前を表示せずに被告作品を制作、公表した行為が「**氏名表示権**」侵害にあたるか。
- ④ 被告による原告作品の内容及び題名の変更が「**同一性保持権**」侵害にあたるか。
- ⑤ 原告Xが被告Yに対して送付した「警告書」について、被告Yが無断でSNSにアップロードする行為が「**公衆送信権**」, 「**公表権**」侵害に該当するか。

争点①原告作品、原告訴状には著作物性があるか

著作権を持つものには、著作物性がある。著作物性の要件は？

著作権法2条1項1号の「思想又は感情を創作的に表現」したものであることが要件！これがなければ、様々な著作権も認められないため、とても重要！



争点② 被告作品は原告作品の「複製権」 又は「翻案権」を侵害しているか

仮に争点①が認められたとして…

複製権とは何か？

著作権法2条1項15号に「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法によって有形的に複製すること」である。複製権に関しては同法21条に規定がある。複製権侵害の判断の要件は、①実質的同一性と、②依拠性の2つがある。

実質的同一性・・・思想又は感情を創作的に表現した部分を客観的に見て、著作物の内容及び形式的を覚知させるに足りるものが複製されること。

依拠性・・・著作物が原著作物に基づいて作成されること。

翻案権とは何か？

著作権法27条に「著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。」と規定されている。
この翻案権を侵害するか否かの判断基準は「依拠性」と「本質的特徴の直接感得」の2つである。

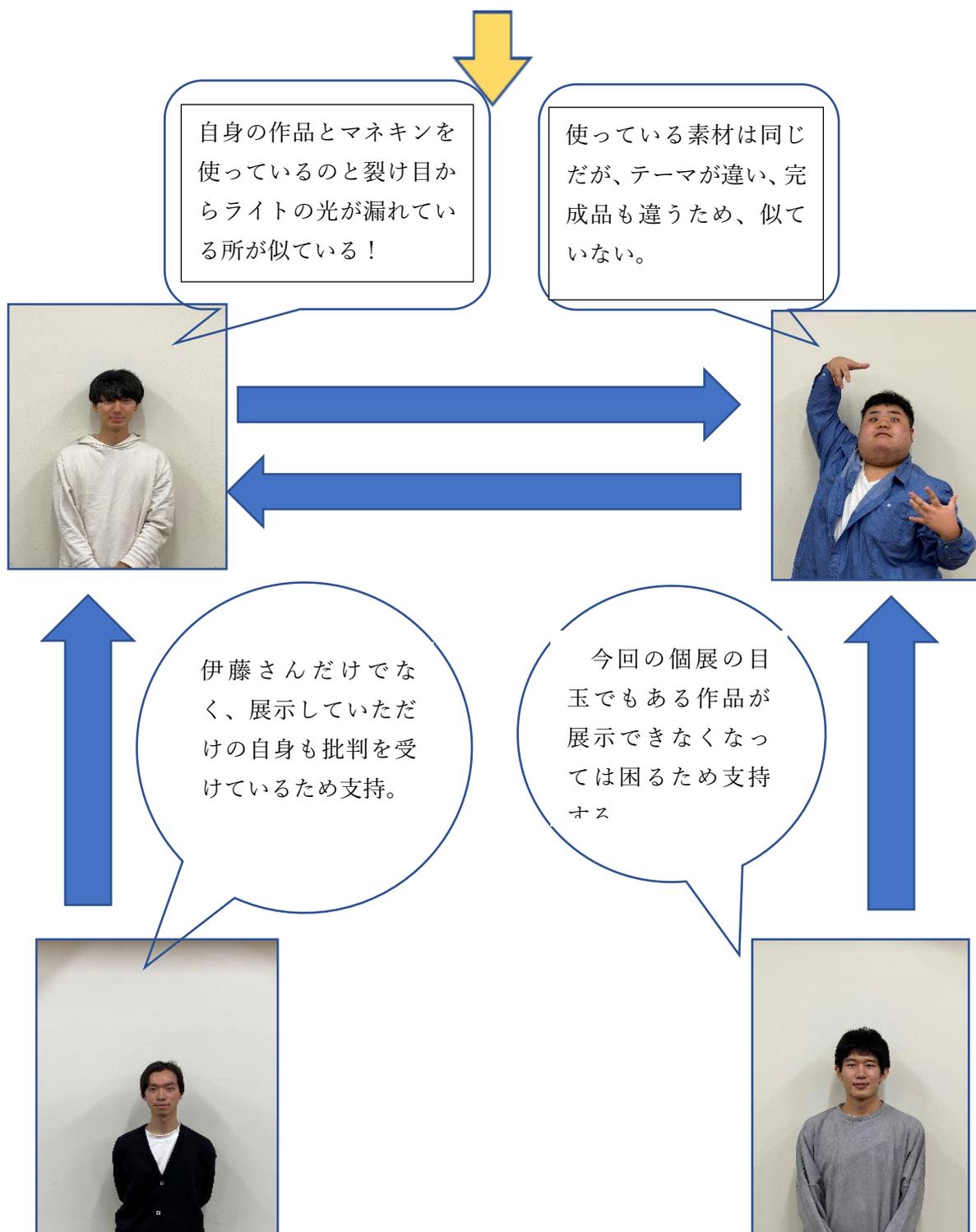
依拠性・・・複製権侵害の判断基準と同様

本質的特徴の直接感得・・・既存の著作物と同一ではないが新しい著作物の本質的な特徴が既存の著作物と同じものであると感じ取れること。

翻案とは？

「既存の著作物に依拠しその表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正等を加えて、新たにできた著作物を見た者が基となった著作物の表現を認識できるもの」を指す。具体例として、有名な小説のアニメ化、漫画化、映画化する行為が挙げられる。

今回の場合、著作物性が認められている前提で、

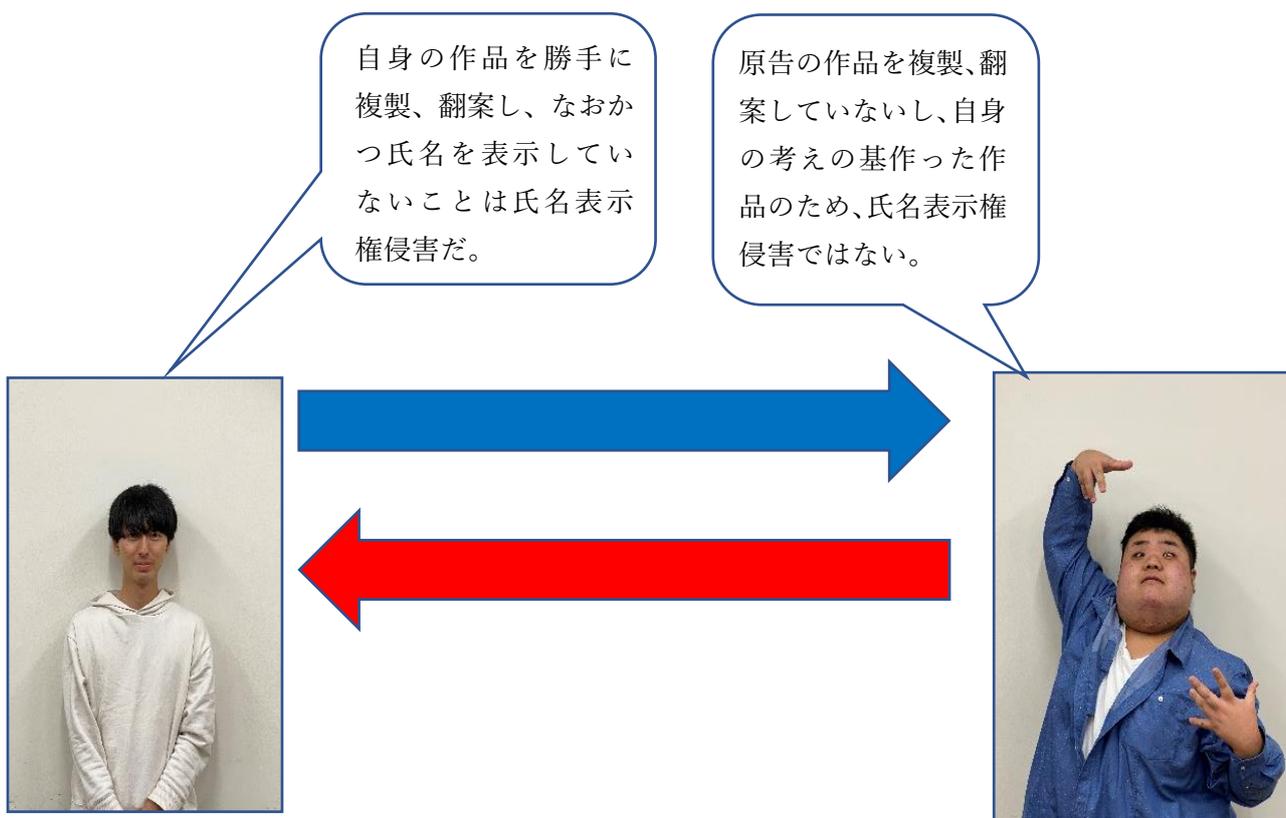


争点③ 被告による原著作物（原品の名前を表示せずに被告作品を製作，公表した行為が「氏名表示権」侵害にあたるか。

氏名表示権とは何か？

氏名表示権とは，著作権法 19 条 1 項に「著作者がその著作物の原作品に，又は著作物の公衆への提供，若しくは提示の際にその実名若しくは変名（ペンネーム）を著作者名として表示し，又は著作者名を表示しないこととする」権利！要するに，名前が伏せられている作品に対し，第三者が勝手に名前を公開したり，著作者名が公開されていたりする作品に対して，第三者が名前を隠したりすることを無断でできないようにする権利！

争点②の複製権侵害が認められれば，原告作品が原著作物となり，原告が原著作者となる。つまり，被告作品が無断で著作者を変えて作品を展示していたことになり，そこで問題となる！



争点④ 被告による原告作品の内容及び 題名の変更が「同一性保持権」侵害にあたる か。

同一性保持権とは何か？

同一性保持権とは、**著作権法 20 条 1 項**に「その著作物及びその題号の同一性を保持する権利」と規定している。自分の意に反して他人により、無断の著作物の変更、切除、その他の改変を受けずにその同一性を保持する事ができる権利！

争点③同様に争点②が認められることで、被告作品は、原告作品を複製した者となり、さらに見た目も被告によって変更されているため問題となる！

自身の作品を複製、
翻案しているのだから、自身の作品の
題名を勝手に変えるのは、同一性保持
権侵害だ！

自身の考えに基づ
いた作品であり、原告の作品を複製、翻
案したものではないため、同一性保持
権侵害ではない！



争点⑤ 原告が書いた警告書について、被告が無断で SNS にアップロードする行為が公衆送信権，公表権侵害にあたるか。

公衆送信権，公表権とは何か？

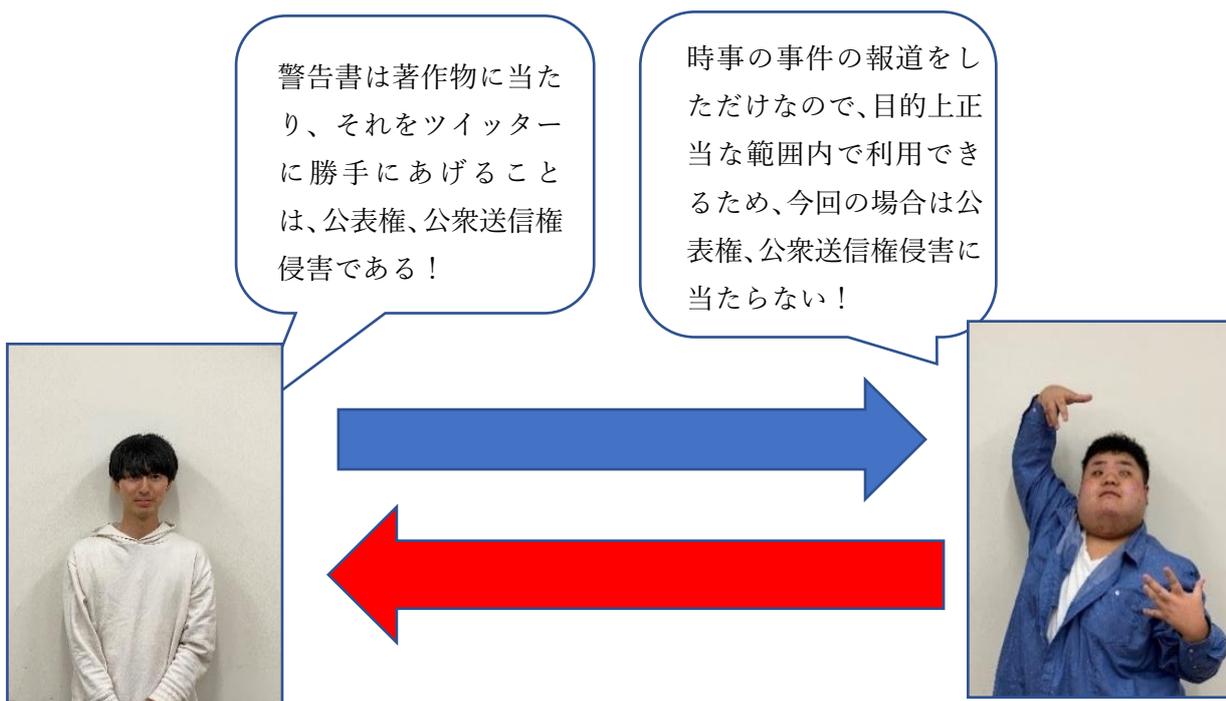
公衆送信権

著作権法 23 条に「著作者が自身の著作物について，公衆送信を行う」権利であり，公衆送信とは同法 2 条 1 項 7 号の 2 に公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信を行うこととしている。公衆送信の具体例としては，インターネットを通じてホームページにアクセスや，テレビやラジオ放送のことを言う。

公表権

著作権法 18 条 1 項に「著作者がその著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し，又は提示する」権利と規定している。著作者の同意を得ないで公表された著作物も「まだ公表されていないもの」に含まれる。

今回の場合，まず仮に原告警告書に著作物性があることを前提として，今回の被告の行った警告書を Twitter に挙げる行為が公衆送信権を侵害する行為になるか，また原告が公衆に公表していない警告書を Twitter で公表することは公表権侵害に当たるかが問題となる。



訴 状

令和4年5月30日

日本大学法学部 神田三崎町地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 三船 漱一郎 印

同 池田 翔梧 印

同 林 拓実 印

当事者の表示

〒107-0062 東京都墨田区江東橋2丁目8番3号

SOHO ビル3階301

原 告 伊藤 純

〒106-0047 東京都港区赤坂三丁目26番6号法曹ガーデンビル4階

三船総合法律事務所(送達場所)

電 話 03 (123) 4567

F A X 03 (123) 8910

上記原告訴訟代理人弁護士 三船 漱一郎

〒150-9999 東京都港区青山1丁目4番7号 RMA ビル2階

被 告 剛田 ひでとし

著作権侵害差止等請求事件

訴訟物の価額 〇〇〇〇円

貼用印紙額 〇〇〇〇円

請求の趣旨

- 1 被告は、別紙「被告作品目録」記載の美術作品を制作、展示してはならない
 - 2 被告は、被告は、前項記載の美術作品を廃棄せよ。
 - 3 被告は、別紙「被告ツイッター画像目録」記載の画像を公衆送信してはならない。
 - 4 被告は、前項記載の画像データを記録した記録媒体から、当該データを削除せよ。
 - 5 被告は、原告に対し、金 330 万円及び平成 26 年 2 月 22 日から支払い済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。
 - 6 訴訟費用は被告の負担とする。
 - 7 第 1 項及び第 3 項につき、仮執行宣言。
- との判決を求める。

請求の原因

第 1 当事者

1 原告

原告は、日本大学芸術学部美術学科卒業後、英国に留学し、2019 年 10 月に英国・ロイヤル・カレッジ・オブ・アート修了した。その後は同年 11 月に帰国し、自宅にアトリエと事務所を開設する。原告の主な受賞歴として、“大阪府 新進アーティスト選抜展・朝日新聞社 賞受賞の称号がある。また、「日本現代 アート界を担う若手アーティスト 30 人」(2020 年 12 月「週刊古潮」12 月 20 日号)に選出されるなど、今後の更なる活躍が期待される。

2 被告

被告剛田ひでとし（以下、「被告剛田」という。）は、2002年に東京藝術大学美術学 部デザイン科卒業博士後期課程を修了、博士(美術)を取得。その後はアーティストとして活動している。

第2 本件における原告の著作権

1 著作者

(1)原告作品の著作者

原告は、遅くとも令和元年12月頃、別紙原告作品目録記載の美術作品（以下、「原告作品」という。）を創作し、令和元年12月1日から12月14日まで、大阪府で開催された「おおさかカンヴァス 2019」にて発表した。以下、原告作品の創作・展示の経緯を詳述する

(2)原告作品の創作展示の経緯

① 原告は、平成31年、原告作品の原型となる美術作品を創作し、令和元年12月1日から同月14日まで大阪府大阪市で開催されたアートイベント「おおさかカンヴァス 2019」にて、「煌」と題して初めて発表した（甲第5号証、甲第6号証の1、甲第6号証の2）。この際、女性型のトルソーと針金を組み合わせ、トルソー内部と表面の一部をくり抜きライトアップして展示をしていた。

② また原告は、2020年4月大和群山市にて開催された映画の公開記念イベント及び「大和郡山お城まつり」において本件作品を展示した。（甲第5号証、甲第6号証の3～甲第6号証の10、甲第7号証の1～甲第7号証の4）

2 著作物性
(1) 原告作品は、現代美術作家である原告によるモダンアートであり、鑑賞目的の純粹美術に属するものである。

(2) 原告作品を含む「煌」には、「生命の歪さや儚さを表現し、それを鑑賞者に訴える」という思いが込められており、生命倫理がテーマの現代美術作品である。原告作品は、服飾製作用の女性型トルソーの造形を人間の肉体に見立て、その肉体内部を紫に点灯する表現や、断面部分

から針金を使用したオブジェを設置するという斬新な選択によって、上記テーマを落とし込みつつも、一般人にも興味を引く表現となっている。また、内部を点灯させるには本件作品の中に照明器具を組み込む構成が考えられるが、原告作品においてはより効果的に明かりを表現するためにアルミホイールと赤い塗料を組み合わせ、肉体内部の複雑さをその陰影によって表現されている。

(3) 以上、原告作品は、テーマを貫きつつも、人を惹きつける要素も含まれ、その表現に相当の工夫が施されたものであり、現代美術作家である原告の個性が發揮されているものと認められる。よって、原告作品は、原告の思想又は感情が創作的に表現されたものであり、著作物性が認められることに疑いの余地はない。

第3 被告による侵害行為

1 侵害の事実経緯と被告作品

被告らが原告の著作権を侵害するに至った事実経緯は以下のとおりである。① 令和3年10月22日～同年12月29日 被告による「Life is the BIOOM」制作 令和3年10月22日～同年12月29日被告は、トルソーを利用した「Life is the BIOOM」と題する現代アート作品を制作した。

② 令和4年1月15日～同年2月5日被告による「Life is the BIOOM」展示 令和4年1月15日から同年2月5日までの間、被告が「Life is the BIOOM」を東京都近代美術館展 剛田ひでとし展「命の灯火」に展示した。原告は、上記「Life is the BIOOM」が原告作品に酷似していたことから、被告に抗議した。(甲第21号証)。

2 著作権（複製権）侵害

(1) 同一性

ア 原告作品と被告作品の対比は、別紙著作物対比表のとおりである(甲第22号証～24号証)。

イ 原告作品と被告作品は、①外観上ほぼ同一形状のトルソーを用いている点、②トルソーの表

面および内部を一部くりぬいている箇所が一致している点、③トルソーの 表面および内部を一部くりぬき、そこに電球を組み込んで発光させている点、④より 効果的に明かりを表現するためにトルソー内部にアルミホイルを貼り、赤色に塗装を 施している点で一致している。そして、前記第2・2の著作物性においても触れた とおり、上記共通点①②③及び④は、原告の思想又は感情を創作的に表現した部分で あり、表現上の本質的 な特徴に同一性が認められる。

4

ウ なお、原告作品と被告作品は、①トルソー支柱部の色（原告作品：白色，被告作 品：黒色），②トルソー内部に組み込まれたランプの色（原告作品：紫色，被告作品： 橙色），③トルソーに組み合わせる素材（原告作品：針金 ，被告作品：花，植物）に 相違点が存在する。しかし、上記各相違については、これに接した者をして、原告 作品との本質 的な違いを認識するができないものであり、 なお、現に、被告作品を 見て、原告の作品と誤解する者が存在し、逆に、原 告作品が被告作品の盗用である と誤解する者も存在した（甲第 15 号証）。

（2）依拠性

ア 直接依拠

本件において、原告は、「Life is the BIOOM」展示の際から、再三著作権侵害 の旨を 伝えており、被告らは、原告作品を十分に認識していた（甲第 14 号 証，甲第 15 号証，甲第 23 号証，甲第 24 号証）。その上で、被告らは、あえ て改めて、被告作品を制作して いるのであるから、 原告作品の利用意思が存 在し、依拠性が認められる。

イ 間接依拠

「Life is the BIOOM」の表現は、原告作品との間において、表現の本質的 特徴に同一性が認められる。

3 著作人格権 同一性保持権侵害

前記 2 のとおり、被告作品は、原告作品の本質的な特徴の同一性を維持した 複製物であるが、トルソー支柱部分の色、ランプの色等に、 原告の意に反 する修正を加えている。 よって、被告らが被告作品を制作したことは、原 告作品 に係る原告の同一性保持

権を侵害するものである。

4 著作人格権 氏名表示権侵害

被告作品は、原告作品の複製物であるが、被告作品には、原告作品に対する言及はなく、原告の氏名を表示することなく制作され、展示された。よって被告が被告作品を制作・展示したことは、原告作品に係る原告の氏名表

5

示権を侵害するものである。

第 4 訴状の無断公開による著作権及び著作者人格権の侵害

被告は、原告に無断で、訴訟の第 1 回口頭弁論期日の前に、原告の作成した別件訴訟の訴状（以下「訴状」という。）を、自らのブログの記事内にそのデータファイルへのリンクを張る形で公表するなどしたことにより、公衆送信権及び公表権を侵害した。

第 5 原告の損害

上記の第 3 乃至第 4 で述べた被告の複製権（著作権法第 21 条）、同一性保持権（著作権法第 20 条 1 項）、氏名表示権（著作権法第 19 条 1 項）、公衆送信権（著作権法第 23 条 1 項）、公表権侵害（著作権法第 18 条 1 項）より原告が被った精神的損害、財産的損害の総額は、少なくとも金 5000 万円を下らない。

第 6 結語

よって、原告は、被告らに対し、著作権法 114 条 1 項に基づき、別紙被告作品 16 目録記載の美術作品の制作の差止め及び同条 2 項に基づき、同目録記載の美術作品を構成するトルソーを利用した作品の廃棄を求めるとともに、不法行為による損害賠償請求権に基づき、連帯して、金 3,300,000 円及びこれに対する

平成 26 年 2 月 22 日から支払い済みまで年 5 分の割合に よる金員の支払いを 求める。

証拠方法

甲第 1 号証 「伊藤 純 ホームページ・プロフィール」

甲第 2 号証 「警告書」

甲第 3 号証 「回答書」

6

甲第 4 号証 「原告事務所ホームページ写真」

甲第 5 号証 「ツイッター画面」

甲第 6 号証 「被告リツイート画面」

附属書類

- 1 訴状副本 1 通
- 2 甲各号証及び写し 各 2 通
- 3 資格証明書 1 通 4 訴訟委任状 1 通

以上

原告著作物目録

1 前面



2 背面



3 側面



被告作品目録

1 前面



2 背面



3 側面



被告ツイッター画像目録



剛田ひでとし @hidetosi_gouda · 2022/12/07 ...

私の作品を盗作扱いした挙句、法的措置まで
言ってくるとは！！
小僧ごときが生意気な！！



atelier Jun Ito ~Kohunn~

令和3年12月2日

〒103-0045 東京都渋谷区表参道3丁目1番8号
剛田 ひでとし 殿
TEL:03-5844-6198 FAX:03-5844-6298

〒107-0062 東京都墨田区緑三丁目15番1号
atelier Jun Ito ~Kohunn~
伊藤 純
TEL:03-5823-1199 FAX:03-5823-1198

警 告 書

拝啓

時下、貴殿におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、先日より何度もお電話と FAX によりご連絡を差し上げているとおり、私が手がけたアート作品「煌（きらめき）」は、令和元年12月にアートイベント「おおさかカンヴァス 2019」に展示され、さらに、翌年の4月にも奈良県の大和郡山市で開催された映画の公開記念イベントと「大和郡山お城まつり」でも展示された、私の代表作であります。

他方、貴殿は、今年の11月より、東京都近代美術館にて「剛田ひでとし展『命の灯火』」を開催され、「Life is the BLOOM」というタイトルの作品を展示されておりますが、これは、私の作品とまったく同じトルソーを素材として選び、市販の造花、その他の素材を組み合わせたもので、他の私の作品である「煌（きらめき）」の模倣、盗作であると考えます。つきましては、現代アート界における貴殿のお名前に傷が付くことのないように、本書が届きましたら直ちに東京都近代美術館の展示を中止していただきたく、申し入れをいたします。

万が一、貴殿の誠意あるご対応をいただけない場合は、著作権法その他の法令に詳しい弁護士に相談し、裁判所への提訴などしかるべき法的措置をとる所存であることをお含みおさください。

敬具

34

2687

9445



証拠一覧

民事訴訟では、当事者間で争いのある事実についてその事実の認定をするための証拠を裁判所に提出することが必要です。原告側の提出書証を「甲号証」、被告側の提出書証を「乙号証」と呼びます。

甲号証

- 甲第1号証 「伊藤 純プロフィール」
- 甲第2号証 「警告書」
- 甲第3号証 「回答書」
- 甲第4号証 「被告ツイッター画像」
- 甲第5号証 「週刊 古潮 令和2年12月20日特集号」
- 甲第6号証 「陳述書(原告)」

乙号証

- 乙第1号証 「剛田 ひでとしプロフィール」
- 乙第2号証 「21世紀の現代アート名鑑(有談社:塚田荘子・横山たか子共著)」
- 乙第3号証 「陳述書(被告)」

【伊藤 純 プロフィール】

【略歴】

1995(平成 7)年 東京生まれ
2014(平成 26)年 東京都立工芸高等学校卒業
2018年 3月 日本大学芸術学部美術学科卒業同年, 英国留学。
2019年 10月 英国・ロイヤル・カレッジ・オブ・アート修了
2019年 11月 帰国
自宅にアトリエと事務所を開設。
現在に至る。

【主な展覧会など】

2019年 12月 アートイベント「おおさかカンヴァス 2019」に作品「煌」展示。
2020年 4月 大和郡山市で開催された映画の公開記念イベント及び
「大和郡山お城まつり」において作品「煌」展示。
2020年 10月 「ATAMI ART GRANT」(ホテルニューパール)に出展
2020-2021年 「やんばるアートフェスティバル」に出展
2022年 1月 個展「いのちの鼓動」(ギャラリー泉 : 東京銀座)。

【受賞歴】

大阪府新進アーティスト選抜展・朝日新聞社賞受賞。

【メディア】

2020年 12月 「週刊古潮」12月 20日号

「日本の現代アート界を担う若手アーティスト 30人」

伊藤純アトリエ・ホームページ「伊藤 純プロフィール」より抜粋



atelier Jun Ito ～Kohunn～

(甲第2号証)

令和3年12月2日

〒103-0045 東京都渋谷区表参道3丁目1番8号

剛田 ひでとし 殿

TEL:03-5844-6198 FAX:03-5844-6298

〒107-0062 東京都墨田区緑三丁目15番1号

atelier Jun Ito ～Kohunn～

伊藤 純

TEL:03-5823-1199 FAX:035823-1198

警 告 書

拝啓

時下、貴殿におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、先日より何度もお電話と FAX によりご連絡を差し上げているとおり、私が手がけたアート作品「煌（きらめき）」は、令和元年12月にアートイベント「おおさかカンヴァス 2019」に展示され、さらに、翌年の4月にも奈良県の大和郡山市で開催された映画の公開記念イベントと「大和郡山お城まつり」でも展示された、私の代表作であります。

他方、貴殿は、今年の11月より、東京都近代美術館にて「剛田ひでとし展『命の灯火』」を開催され、「Life is the BLOOM」というタイトルの作品を展示されておりますが、これは、私の作品とまったく同じトルソーを素材として選び、市販の造花、その他の素材を組み合わせたもので、他の私の作品である「煌（きらめき）」の模倣、盗作であると考えます。つきましては、現代アート界における貴殿のお名前に傷が付くことのないように、本書が届きましたら直ちに東京都近代美術館の展示を中止していただきたく、申し入れをいたします。

万が一、貴殿の誠意あるご対応をいただけない場合は、著作権法その他の法令に詳しい弁護士に相談し、裁判所への提訴などしかるべき法的措置をとる所存であることをお含みおきください。

敬具

F A X 送 信 票

送 信 日：	令和3年12月7日		
宛 先：	伊藤 純 殿		
	TEL: 03-	FAX: 03-5823-1198	
	5823-		
	1199		
発 信 人：	Office Earth of the Earth	E-mail:	
	剛田 ひでとし		
	TEL: 03-5844-	FAX:	03-
	6198		5844-
			6298
備 考			
件 名：	「警告書」に対するご回答の件		
送 信 枚 数：	1 枚（本票を含む。）		
写し送付先：			

このファクシミリには機密情報が含まれております。貴殿がこのファクシミリの名宛人でない場合には、このファクシミリの印刷、コピー、転送その他一切の使用をご遠慮願います。当方の誤りによりこのファクシミリをお受け取りになった場合は、お手数ですがこのファクシミリを破棄し、直ちにご連絡を頂戴できますと幸いです。

通 信 欄**「警告書」についてのご回答の件**

伊藤 純 殿

拝啓 貴殿におかれましては、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、先日、貴殿より受け取りました令和3年12月2日付「警告書」の件ですが、何をもって当方の作品「Life is the BLOOM」が貴殿の作品の模作、盗用だと主張されるのか、当方にはまったく理解不能であります。したがいまして、東京都近代美術館の「剛田ひでとし展 『命の灯火』」での展示を中止せよなどというご要望には一切、応じかねます。

貴殿のご連絡がきっかけで、貴殿の「煌」を地方イベントの資料を取り寄せて確認させていただきました。貴殿の作品は、市販のトルソーに針金をあしらったもののようですが、命の力強さをトルソーと巻き付けた針金で表し、煌めく命をライトで表現するなどというのは、一般的によく使われるモチーフであり、あちこちで見かける「ありふれた」作品であると考えます。単純な既製品素材の組み合わせであって、その本質はトルソーの本来の役割である「洋服掛け」そのものであって、美術品としての鑑賞価値があるとは思えません。

なお、貴殿のご主張は当方に対する理由のない誹謗中傷にも当たるのであって、今後、このようなことが続くのであれば、貴殿に対してしかるべき措置を検討します。以後、言葉を慎まれるよう忠告いたします。

被告ツイッター画像目録

(甲第4号証)



剛田ひでとし @hidetosi_gouda · 2022/12/07 ...

私の作品を盗作扱いした挙句、法的措置まで
言ってくるとは！！
小僧ごときが生意気な！！



atelier Jun Ito ~Kohunn~

令和3年12月2日

〒103-0045 東京都渋谷区表参道3丁目1番8号
剛田 ひでとし 殿
TEL:03-5844-6198 FAX:03-5844-6298

〒107-0062 東京都墨田区緑三丁目15番1号
atelier Jun Ito ~Kohunn~
伊藤 純
TEL:03-5823-1199 FAX:03-5823-1198

警 告 書

拝啓

時下、貴殿におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、先日より何度もお電話と FAX によりご連絡を差し上げているとおり、私
が手がけたアート作品「煌（きらめき）」は、令和元年12月にアートイベント「お
おさかカンヴァス 2019」に展示され、さらに、翌年の4月にも奈良県の大和郡山
市で開催された映画の公開記念イベントと「大和郡山お城まつり」でも展
示されました。私の代表作であります。

他方、貴殿は、今年の11月より、東京都近代美術館にて「剛田ひでとし展 『命の
灯火』」を開催され、「Life is the BLOOM」というタイトルの作品を展示されて
おりますが、これは、私の作品とまったく同じトルソーを素材として選び、市販
の造花、その他の素材を組み合わせたもので、他の私の作品である「煌（きらめ
き）」の模倣、盗作であると考えます。つきましては、現代アート界における
貴殿のお名前が傷つくことのないように、本書が届きましたら直ちに東京都
近代美術館の展示を中止していただきたく、申し入れをいたします。

万が一、貴殿の誠意あるご対応をいただけない場合は、著作権法その他の法
令に詳しい弁護士に相談し、裁判所への提訴などしかるべき法的措置をとる
所存であることをお含みおきください。

敬具

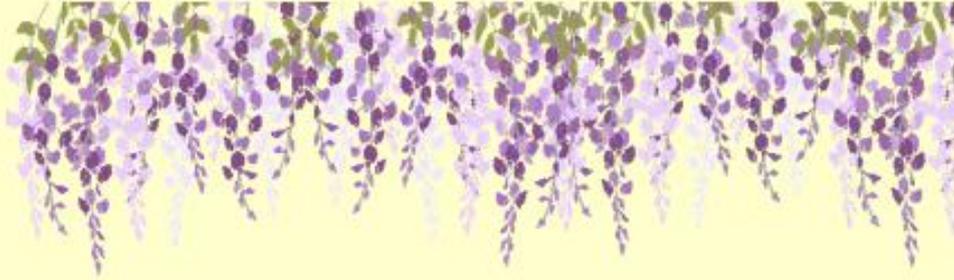
34

2687

9445



甲第5号証「週刊 古潮」



週刊 古潮

令和2年12月20日特集号

**～日本の現代アート界を担う
若手アーティスト30人～**



【 剛田 ひでとし プロフィール】

【経歴・受賞歴】

東京都世田谷区出身。

1990年(平成2年)本郷高等学校卒業。

1996年(平成8年)東京藝術大学美術学部デザイン科卒業

1998年(平成10年)同大学大学院美術研究科修士課程修了(修了制作首席),

2002年(平成14年)同博士後期課程修了,博士(美術)。

『大衆における現代アートの無意味の意味』をめぐって」と博士論文をもって,同大学日本画科で初めての博士号取得者となった。

2004年(平成16年)にはロックフェラー財団の招待を受けニューヨークに滞在した。

2005年(平成17年)にカリフォルニア大学ロサンゼルス校美術建築学部客員教授。2006年(平成18年)にアメリカロサンゼルスで,展覧会『Earth of the Earth』展が開催され全米で話題となる。

2007年 帰国。脳卒中で倒れる。早期発見で療養。

2008年 第50回芸術祭文部科学大臣賞,法務大臣賞を受賞。

同年 朝日賞(朝日新聞文化財団)受賞

2009年 全面復活,活動再開。日本初の大規模個展「大自然の悲鳴(六本木森アーツ美術館)」開催(初のひでとしグッズも発売!)

2011年 FMCドキュメンタリー映画シリーズ第5弾「剛田ひでとし 不死鳥の命」公開

2014年 ルイ・ヴィトンとのコラボレーション「LOUIS VUITTON × HIDETOSHI GODA Collection」を発表

2022年1月 東京都近代美術館展 剛田ひでとし展 「命の灯火」開催
本件被告作品を美術館に展示

【作品歴】

2009年 『自然界の脅迫シリーズ』(2000年～)

2010年 「大自然の雄叫び」

2012年 「不死鳥 phoenix」

2015年 「自由と束縛」

用語集・条文

著作権

著作権とは、著作物を守るためのもので、著作物とは、著作権法2条1項1号の規定により「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と規定している。

公表権

公衆に著作物を公表する権利。

第十八条 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても、同様とする。

公衆送信権

ブログ、Twitter等を使って著作物を公衆に発信する権利。

著作権法第二十三条 著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

政治の演説等の利用

著作権法第四十条 公開して行われた政治上の演説又は陳述及び裁判手続（行政庁の行う審判その他裁判に準ずる手続を含む。第四十二条第一項において同じ。）における公開の陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

時事の記事の報道のための利用

著作権法第四十一条 写真、映画、放送その他の方法によつて時事の記事を報道する場合には、当該記事を構成し、又は当該記事の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該記事の報道に伴つて利用することができる。

公衆送信の定義

著作権法第二条七の二 公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（電気通信設備で、その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいう。

複製の定義

著作権法第二条一項十五号

印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

イ 脚本その他これに類する演劇用の著作物 当該著作物の上演、放送又は有線放送を録音し、又は録画すること。

ロ 建築の著作物 建築に関する図面に従つて建築物を完成すること。

複製権

著作権法第二十一条

著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

翻訳権、翻案権等

著作権法第二十七条

著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

二次的著作物の利用に関する原著作者の権利

著作権法第二十八条

二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類を専有する。

損害の額の推定等

著作権法第百十四条一項

著作権者等が故意又は過失により自己の著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為によつて作成された物を譲渡し、又はその侵害の行為を組成する公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行つたときは、その譲渡した物の数量又はその公衆送信が公衆によつて受信されることにより作成された著作物若しくは実演等の複製物（以下この項において「受信複製物」という。）の数量（以下この項において「譲渡等数量」という。）に、著作権者等がその侵害の行為がなければ販売することができた物（受信複製物を含む。）の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、著作権者等の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、著作権者等が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡等数量の全部又は一部に相当する数量を著作権者等が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

著作権法第百十四条二項 著作権者、出版権者又は著作隣接権者が故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、当該著作権者、出版権者又は著作隣接権者が受けた損害の額と推定する。

【関連裁判例】

①金魚電話ボックス事件

大阪高等裁判所令和3年1月14日判決（令和1年（ネ）第1735号）
（原審）奈良地方裁判所令和1年7月11日判決（平成30年（ワ）第466号）

1 事件の概要

現代彫刻家である原告【原告 X】が、

奈良県大和郡山市の商店街協同組合【被告 Y】が設置した被告作品が原告作品を複製したものであると主張して、著作権法 114 条 1 項に基づき、被告作品の制作の差止めを求めるとともに、同条 2 項に基づき、被告作品を構成する水槽及び公衆電話機の廃棄を求め、また、不法行為に基づく損害賠償を求めた事案

2 事件の争点

- ① 原告作品に著作物性が認められるか。（争点 1）
- ② 被告作品が原告作品の著作権（複製権又は翻案権）侵害を侵しているか否か。（争点 2）
- ③ 被告作品が原告作品の著作者人格権（氏名表示権及び同一性保持権）を侵害しているか否か。（争点 3）

・関連条文

法第 2 条第 1 項 15 号

複製 印刷，写真，複写，録音，録画その他の方法により有形的に再製することをいい，次に掲げるものについては，それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

脚本その他これに類する演劇用の著作物

当該著作物の上演，放送又は有線放送を録音し，又は録画すること。

建築の著作物

建築に関する図面に従って建築物を完成すること。

法第 21 条

著作者は，その著作物を複製する権利を専有する。

法第 27 条

著作者は，その著作物を翻訳し，編曲し，若しくは変形し，又は脚色し，映画化し，その他翻案する権利を専有する。

法第 28 条

二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作者が有するものと同一の種類の特権を専有する。

法第 114 条第 1 項

著作権者等が故意又は過失により自己の著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為によつて作成された物を譲渡し、又はその侵害の行為を組成する公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行つたときは、その譲渡した物の数量又はその公衆送信が公衆によつて受信されることにより作成された著作物若しくは実演等の複製物（以下この項において「受信複製物」という。）の数量（以下この項において「譲渡等数量」という。）に、著作権者等がその侵害の行為がなければ販売することができた物（受信複製物を含む。）の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、著作権者等の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、著作権者等が受けた損害の額とすることができる。ただし、譲渡等数量の全部又は一部に相当する数量を著作権者等が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする。

法第 114 条第 2 項

著作権者、出版権者又は著作隣接権者が故意又は過失によりその著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、当該著作権者、出版権者又は著作隣接権者が受けた損害の額と推定する。

3 裁判所の判断

・争点①について

【原審】 原告作品の基本的な特徴とされる〔1〕、〔2〕の著作物性を否定。

（ただし、原告作品全体の表現としては著作物性を肯定。）

原告作品の基本的な特徴は、〔1〕公衆電話ボックス様の造形物を水槽に仕立て、その内部に公衆電話機を設置した状態で金魚を泳がせていること、〔2〕金魚の生育環境を維持するために、公衆電話機の受話器部分を利用して気泡を出す仕組みであること、という点にあるが、〔1〕は公衆電話ボックスという日常的なものに、その内部で金魚が泳ぐという非日常的な風景を織り込むという原告の発想自体は斬新で独創的なものではあるが、これ自体はアイデアにほかならず、表現それ自体ではないから、著作権法上保護の対象とはならない。また、〔2〕についても、多数の金魚を公衆電話ボックスの大きさ及び形状の造作物内で泳がせるというアイデアを実現するには、水中に空気を注入することが必須であることから、アイデアが決まればそれを実現するための方法の選択肢が限られることとなり、この点について創作性を認めることはできない。

他方、原告作品について、公衆電話ボックス様の造作物の色・形状、内部に設置された公衆電話機の種類・色・配置等の具体的な表現においては、作者独自の思想又は感情が表現されているということができ、創作性を認め

ることができるから、著作物に当たるものと認めることができる。

【控訴審】 原告作品を「美術の著作物」と判断。

原告作品の本物の公衆電話ボックスと異なる外観について4点を挙げ（第1に、電話ボックスの多くの部分に水が満たされている。第2に、電話ボックスの側面の4面とも、全面がアクリルガラスである。第3に、その水中には赤色の金魚が泳いでおり、その数は、展示をするごとに変動するが、少なくとも50匹、多くて150匹程度である。第4に、公衆電話機の受話器が、受話器を掛けておくハンガー部から外されて水中に浮いた状態で固定され、その受話部から気泡が発生している。）、第1と第3の点のみでは創作性を認めることができないものの、これに第4の点を加えることによって、制作者の個性が発揮されており、創作性がある。原告作品は美術の著作物に該当する、と判断。

・争点②について

【原審】 著作権（複製権）侵害を否定。

原告が同一性を主張する点

〔1〕外観上ほぼ同一形状の公衆電話ボックス様の造作水槽内に金魚を泳がしている点、〔2〕造作水槽内に公衆電話機を設置し、公衆電話機の受話器部分から気泡を発生させる仕組みを採用している点 は、著作権上の保護が及ばないアイデアについての主張であるから、原告の同一性に関する主張は理由がない。

【控訴審】 著作権（複製権・翻案権）侵害を肯定。

両作品の共通点は、原告作品のうち表現上の創作性のある部分と重なる。他方、相違点はいずれも、原告作品のうち表現上の創作性のない部分に係る。（中略）

そうすると、被告作品は、原告作品のうち表現上の創作性のある部分の全てを有形的に再製しているといえる一方で、それ以外の部位や細部の具体的な表現において相違があるものの、被告作品が新たに思想又は感情を創作的に表現した作品であるとはいえない。被告作品は、原告作品に依拠していると認めるべきであり、被告作品は原告作品を複製したものであることができる。

仮に、公衆電話機の種類と色、屋根の色（相違点〔1〕～〔3〕）の選択に創作性を認めることができ、被告作品が、原告作品と別の著作物といえるとしても、被告作品は、上記相違点〔1〕から〔3〕について変更を加えながらも、上記共通点に基づく表現上の本質的な特徴の同一性を維持し、原告作品における表現上の本質的な特徴を直接感得することができるから、原告作品を翻案したものであることができる。

○「依拠」性について

原作作品の制作以前に公衆電話ボックスを水槽に見立てた作品が存在していたとの証拠がないことや「テレ金」制作に関わった人物たちが美術を専攻する者であったことから、原告作品を紹介する媒体やこれに関する情報に接する機会が多いといえること、また被告作品と原告作品との相違点は、たまたま、金魚部が、使用されなくなった電話ボックスを入手し、これを使用して「テレ金」を制作し、これが被告作品に受け継がれたという経緯に基づくものであり、新たな創作を加えたというような状況はないことやテレ金と原告作品との相違点（気泡発生装置を別途備える点）は、金魚の数が多かったため、気泡発生装置を別途備える必要があったからであることなどから被告作品が「テレ金」を承継するものであることを理由として依拠を否定することはできず、被告らは被告

作品を制作するに当たり原告作品に依拠したと認めることができると認定した。

・争点3について

【氏名表示権】 氏名表示権侵害を肯定。

被告らは、原告の氏名を表示することなく、原告作品の複製物である被告作品を喫茶店に展示したことから、原告の氏名表示権を侵害したと認められると判示。

【同一性保持権】 同一性保持権を肯定。

原告作品の複製物である被告作品は、その制作に当たり公衆電話機及び電話ボックスの屋根の色を変更する等、原告の意に反する改変をしたと認められることから、被告らは、被告作品を制作することにより原告の同一性保持権を侵害したと認められると判示。

以上

②訴状公開事件

東京地方裁判所令和3年7月16日判決（令和3年（ワ）第4491号）

事件の概要

今回の訴訟とは別件の名誉毀損訴訟の訴訟代理人であった原告 X が、別件訴訟の被告であった今回訴訟被告 Y に対して、訴状を送付したところ、被告人 Y が第一回口頭弁論期日前に被告 Y 自身のブログの記事内でデータファイルのリンクを貼り、公表するなどした。これに対して、原告 X は、被告 Y の行為が、別件訴状に係る著作権（公衆送信権）、著作者人格権（公表権）を侵害しているとして損害賠償請求を求めた。

事件の争点

- ① 別件訴状に係る著作権(公衆送信権：法第23条第1項)及び著作者人格権(公表権：法第18条第1項)の侵害の成否（争点1）。
- ② 著作権法第40条第1項(政治上の演説等の利用)の類推適用又は準用の可否（争点2）。
- ③ 著作権法第41条(時事的事件の報道のための利用)の適用の有無（争点3）。
- ④ 別件訴状の公表に関する原告の同意の有無（争点4）。
- ⑤ 原告に生じた損害の有無及び額（争点5）。

・関連条文

第十八条 著作者は、その著作物でまだ公表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。以下この条において同じ。）を公衆に提供し、又は提示する権利を有する。当該著作物を原著物とする二次的著作物についても、同様とする。

ブログ、Twitter 等を使って著作物を公衆に発信する権利。

著作権法第二十三条 著作者は、その著作物について、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行う権利を専有する。

著作権法第四十条 公開して行われた政治上の演説又は陳述及び裁判手続（行政庁の行う審判その他裁判に準ずる手続を含む。第四十二条第一項において同じ。）における公開の陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。

著作権法第四十一条 写真、映画、放送その他の方法によつて時事的事件を報道する場合には、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴つて利用することができる。

著作権法第二条七の二 公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信（電気通信設備で、その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内）にあるものによる送信（プログラムの著作物の送信を除く。）を除く。）を行うことをいう。

裁判所の判断

争点 1

別件訴状に係る著作権(公衆送信権)及び著作者人格権(公表権)の侵害の成否について。

別件訴状を複製し、被告のブログサイトに同データへのリンクを張った被告の行為は、別件訴状について、公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信をするものであり（著作権法2条1項7号の2）、未公表の別件訴状を公衆に提示（同法4条）するものである。

よって、別件訴状に係る原告の著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）侵害である。

争点 2

著作権法 第 40 条第 1 項(政治上の演説等の利用)の類推適用又は準用の可否。

著作権法40条1項は、「裁判手続 (...) における公開の陳述は、同一の著作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。」と規定しており、自由に利用することができるのは裁判手続における「公開の陳述」であるから、未陳述の訴状について同項は適用されない。

故に今後公開の法廷において訴状が陳述されるとしても、訴状は陳述前に自由に利用することは許されない。

被告は、未陳述の訴状を公表した場合であっても、公開の法廷における陳述を経た場合には、その瑕疵が遡及的に治癒されると主張するが、別件訴状が公開の法廷で陳述されることにより、それ以降の自由利用が可能となるとしても、それ以前に行われた侵害行為が遡及的に治癒され、原告の受けた損害が消失すると解すべき理由はない。別件訴状の公表に著作権法40条1項が類推適用又は準用されるとの被告主張は採用し得ない。

争点3

著作権法 第41条(時事の事件の報道のための利用)の適用の有無

被告の本件ブログ記事は時事の事件を報道すると被告が主張しているが、そのブログ記事の趣旨は紛争状態にある別件訴訟原告から訴えを提起されたことに関して、遺憾の意を表明し、あるいは訴状の内容の不当性を訴える内容であった。公衆に対し、当該訴訟や別件訴状の内容を社会的な意義のある時事の事件として客観的かつ正確に伝えようとするものであると解することはできない。

したがって、別件訴状の公表は「時事の事件を報道する場合」に該当せず、著作権法41条は適用されない。

争点4

別件訴状の公表に関する原告の同意の有無

被告は、訴状が公開の陳述を前提とする書面であることを根拠に、原告が別件訴状の公表に黙示的に同意していたと主張するが、訴状が公開の陳述を予定しているとしても、そのことから、公開の陳述前の公表についての同意が推認されるものではなく、他に、公開の陳述前に別件訴状を公表することについて原告が同意していたと認めるに足りる証拠はない。

争点5

原告に生じた損害の有無及び額

公衆送信権の侵害は、財産権の侵害であるから、特段の事情がない限り、その侵害を理由として慰謝料を請求することはできないところ、本件において、同権利の侵害について慰謝料を認めるべき特段の事情があるとは認められない。

別件訴状の公表権侵害に対する慰謝料は2万円と認める。

以上

模擬裁判

～モダンアート「煌」事件～

判決文

知的財産法藤田ゼミナール第8期生

判 決

原	告	伊	藤	純
同訴訟代理人弁護士		三	船	漱 大 郎
同		池	田	翔 梧
同		林		拓 実
被	告	剛	田	ひ で と し
同訴訟代理人弁護士		西	橋	風 汰
同		新	妻	天 輔
同		秋	元	駿 平
同		古	宮	康 平
同		金	子	修 造

主 文

1. 被告は、別紙「被告ツイッター画像目録」記載の画像を公衆送信してはならない。
2. 被告は、前項記載の画像データを記録した記録媒体から、当該データを削除せよ。
3. 被告は、原告に対し、金55万円及び令和4年1月15日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
4. 原告のその余の請求を棄却する。
5. 訴訟費用はこれを4分し、その3を原告の負担とし、その1を被告の負担とする。
6. この判決は、第1項及び第3項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、別紙被告作品目録記載の美術作品を制作, 展示してはならない。
- 2 被告は、前項記載の美術作品を廃棄せよ。
- 3 被告は、別紙「被告ツイッター画像目録」記載の画像を公衆送信してはならない。
- 4 被告は、前項記載の画像データを記録した記録媒体から、当該データを削除せよ。
- 5 被告は、原告に対し、金330万円及び令和4年1月15日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 6 訴訟費用は被告の負担とする。
- 7 第1項及び第3項につき、仮執行宣言。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、原告が、被告らが制作して展示した判決別紙被告作品目録記載の美術作品（以下「被告作品」という。）は、原告の著作物である同別紙原告作品目録記載の美術作品（以下「原告作品」という。）を複製したものであり、被告らは原告の著作権（複製権）及び著作者人格権（同一性保持権及び氏名表示権）を侵害したとして、[1] 被告らに対し、著作権法112条1項に基づき、被告作品の制作の差止めを求め、[2] 被告らに対し、同項2条に基づき、被告作品を構成するトルソー及び造花の廃棄を求め、[3] 被告が、原告に無断で、本件訴訟の第1回口頭弁論期日の前に、原告の作成した本件訴訟の警告書（甲第2号証）（以下「本件警告書」という。）を自らのツイッター（インターネットを利用してツイートと呼ばれるメッセージ等を投稿することができる情報ネットワーク）のウェブサイトにもされた投稿により、本件警告書に係る原告の著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）を侵害するものであるとして、被告らに対し、不法行為に基づき、損害賠償金300万円及びこれに対する被告作品の制作、展示日である令和4年1月15日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求めて訴えを提起した事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

（1）当事者

ア 原告は、日本大学芸術学部美術学科卒業後、令和1年に英国・ロイヤル・カレッジ・オブ・アートを修了し、帰国後芸術活動をしている現代美術家である。（甲第1号証）

イ 被告は、東京藝術大学美術研究科修士課程修了を修了し、数多くの個展を開き、美術展に出品するなどして活動している芸術家である。（乙第1号証）

（2）原告作品の概略

原告作品は、原告が制作したものである。

原告作品は、服飾製作用の女性型トルソーを利用して制作されたものであり、全面に肌色の布地を、内部に赤く塗装したアルミホイルを貼り付け、トルソーの左胸下を一部くり抜いている。トルソー、その内部に取り付けたライト、トルソーの断面に針金を使用したオブジェから成る。

(3) 被告作品の概略

被告らは、東京都現代美術館において、被告作品を展示していた。(展示の時期と場所は、後記のとおりである。)

被告作品は、服飾製作用の女性型トルソーを利用して制作されたものであり、全面に肌色の布地を、内部に赤く塗装したアルミホイルを貼り付け、トルソーの左胸下を一部くり抜いている。トルソー、その内部に取り付けたライト、トルソーの断面に加工花を使用したオブジェから成る。

(4) 本件警告書の著作者及び著作物性

本件警告書は、原告が作成した著作物であり、原告が著作権を有している。

(5) 本件警告書の複製・公表

被告は、令和3年12月7日、原告に無断で、自らのツイッターにおいて、コメントともに本件警告書の画像を添付した投稿をツイート(以下「本件ツイート」という)し、その内容を公表した。(甲第5号証)

3 争点

(1) 原告作品の著作物性の有無(争点1)

(2) 著作権(複製権又は翻案権)の侵害の有無(争点2)

(3) 著作者人格権(氏名表示権及び同一性保持権)の侵害の有無(争点3)

(4) 無断転載のツイート行為に係る著作権(公衆送信権)及び著作者人格権(公表権)侵害の成否(争点4)

(5) 時事報道の(被告の)抗弁(争点5)

4 争点についての当事者の主張

(1) 争点1(原告作品の著作物性の有無)

【原告の主張】

ア 原告作品は、現代美術家である原告によるモダンアートであり、鑑賞目的の純粹美術に属するものである。

生命倫理というテーマを貫きつつも、人を引きつける要素も含まれ、その表現に相当の工夫が施されたものであり、現代美術作家である原告の個性が発揮されているものと認められる。原告の思想又は感情が創作的に表現されたものであり、著作物性が認められることに疑いの余地はない。

イ 原告作品の美術作品としての特徴は次のようなものである。

(ア) レディ・メイド(本来既製品の意味であるが、マルセル・デュシャンが、大量生産された既製品から機能性を剥奪し、「オブジェ」とした自らの作品群を指すために用いた語)の要素を含むものであり、トルソーとしての「既製品」の機能性・実用性は喪失し、新たな意味と価値が与えられている。

(イ) 命の力強さをコンセプトとし、「生命の歪さや儂さを表現し、それを鑑賞者に訴える」という思いが込められており、生命倫理がテーマの現代美術である。

(ウ) 原告作品は、服飾製作用の女性型トルソーの造形を人間の肉体に見立て、衣装の展示などにおいてアパレル業で使用されている既成のトルソーを主な素材としているが、素材の選定、構成、文脈及び位置付け(関係性)が作品の重要な表現の要素となっている。そこには新たな意味と価値が生まれており、間違いなく法律で保護される「美術作品」になっている。

【被告の主張】

ア 原告作品の本体は市販のトルソーを素材としている。トルソーの形状は限定されており、誰が表現しても同様の表現にならざるを得ない以上、この発想はアイデアに過ぎず、著作権法の保護対象とはならない。

アートだと仮定しても、「命」を表現するために「洋服掛け」の機能を果たすために人体の形をしているトルソーを使うのは、他の現代アート作品にも多数行われており、諸外国の作品を見ても複数ある（乙第2号証）。既存のトルソーを主な素材にしている以上、原告の個性を反映したものとはいえない。

イ 原告作品を構成するトルソーも、針金も、ライトも、大量生産されている。原告作品は、誰でもどこでも制作が可能であり、あるいは同時に多数のものが異なる場所に存在することが可能である。また、針金を丸めてトルソーに巻き付けてあしらっている点や、煌めく「命」をライトで表現する点は、一般的によく使われるモチーフであって、原告人の個性を特段反映したものとはいえない。したがって、原告作品はありふれた既製素材の組み合わせで、その本質はトルソーの本来の機能、役割である「洋服掛け」そのものから抜け出しておらず、その実質において純粋美術ではなく応用美術というべきであり、純粋美術であったとしても応用美術に近似する。原告作品の著作物性の判断はこの観点からされるべきである。

(2) 争点2（著作権（複製権又は翻案権）の侵害の有無）

【原告の主張】

ア 原告作品と被告作品の共通性

(ア) 表現の共通性

a 共通性

原告作品と被告作品は、第1に、外観上ほぼ同一形状のトルソーを用いている点、第2に、トルソーの表面及び内部を一部くり抜いている箇所が一致している点、第3に、くり抜いた箇所に電球を組み込んで発光させている点、第4に、トルソー内部にアルミホイルを貼り、赤色に塗装している点で一致している。

b 共通点と「表現」

原告作品においては、「生命の歪さや儚さを表現し、それを鑑賞者に訴える」という思いが込められており、生命倫理というテーマが、素材の選択、構成及び文脈、位置付け（関係性）により具現化されている。前記 a の共通点はいずれも「表現」であり、アイデアに過ぎないと評価することはできない。

c 共通点と「創作性」

原告作品の前記 a の表現のいずれについても、原告の個性すなわち創作性が発揮されている。

(イ) 相違点の非本質性

a 相違点

原告作品と被告作品の各構成物のディテールには次のような相違が存在する。第1に、本体のトルソーの支柱の色が原告作品は白色であるのに対して、被告作品は黒色と異なっている。第2に、トルソー内部に組み込まれたランプの色が原告作品の紫色に対し、被告作品は橙色である点において異なっている。第3に、トルソーに組み合わせる素材が原告作品の針金に対し、被告作品は花や植物を用いている点で異なっている。

b 相違の評価

トルソーについては、支柱の色を除き、外観上の違いはほとんどない。ライトの色や形状、トルソーに組み合わせる素材それ自体は、著作権法上の保護とは無関係である。

トルソーの色とライトの色、組み合わせる素材が異なることは、被告作品は原告作品を改悪したものといわざるを得ないが、本質的な差異を感じさせるものではなく、限られた範囲における些細な相違といえる。

(ウ) まとめ

原告作品と被告作品は、創作的表現である素材の選択、構成及び位置づけのほとんどが共通しており、作品鑑賞者に強いイメージを与えるのはこの点である。個々の構成物のディテールにおいて相違点が存在し、表現のクオリティ（審美性の程度）には影響を与えるものの、両作品の表現の本質に影響を与えるものではない。原告作品と被告作品には本質的な特徴の同一性が認められ、被告作品からは原告作品の本質的特徴を感得することができる。したがって、被告作品は原告作品を複製したものである。

仮に、被告作品におけるトルソーや、ランプの色、組み合わせられる素材に創作性が認められるとしても、被告作品は原告作品と表現上の本質的特徴の同一性があり、原告作品の本質的な特徴を直接感得することのできるものであるから、被告作品は原告作品を翻案したものである。

イ 依拠

(ア) 直接依拠

被告は、令和3年1月15日から同年2月5日まで、東京都近代美術館「剛田ひでとし展『命の灯火』」（以下、「本件美術展」という。）を開催、被告作品を展示した。原告は、被告作品が表紙に採用された告知ポスターにより、被告作品が本件美術館で展示されることを事前に知った。そこで被告に対し、原告作品の無断盗用であること、ただちに被告に被告作品の展示を中止するよう申し入れをした文書を送付し、被告はその時点で原告作品を十分に認識していた。その上で、被告は、作品の展示を中止するどころか、被告のツイッター上にコメントともに警告書が無断転載した。原告の再三の抗議後に改めて、被告作品を制作及び展示しているのであるから、原告作品の利用意思が存在し、依拠性が認められる。

(イ) 間接依拠

原告は、令和2年12月に出版された「週刊古潮」12月20日特集号「日本の現代アート界を担う若手アーティスト30人」（甲第5号証。以下、「本件雑誌」という。）に選出され、原告作品の写真とともに紙面に紹介、掲載された。本件雑誌は、文芸、美術関連の記事が多く掲載されており、被告側証人が、本件雑誌に若手アーティストたちへの評価や激励のメッセージを寄せ、インタビュー記事として掲載されている。本件雑誌は、文芸、美術関連の記事が多く掲載されており、美術界において主要な雑誌である。よって、被告は、本件雑誌を目にしていると推定することができ、本件雑誌に接することで原告作品を認識したというべきである。

ウ 著作権侵害行為

被告は、被告作品を制作して令和4年1月15日から同年2月5日まで本件美術展に展示することにより、原告作品についての原告の著作権（複製権又は翻案権）を侵害した。

【被告の主張】

原告作品は著作物ではないから、被告作品が原告の著作権を侵害することはないが、仮に著作物であるとしても、次のとおり、被告による著作権の侵害はない。

ア 共通性について

原告作品と被告作品の共通点として原告が列挙している事由は、いずれも「トルソーを人間の肉体に見立て生命を表現する」というアイデアに至った時点で必然的ないし自然かつ合理的に導き出される要素である。したがって、原告が「共通点」とする部分は、何ら原告の個性が現れたものではなく、創作性が肯定されるべきものではない。

イ 依拠について

原告は、原告作品はこれまで多数回にわたり展示されてきたと主張するが、展示されたのはいずれも大阪や奈良といった地方イベントに限られている。各種メディアに掲載されてきたとも主張するが、これも地域紙が主である。また、掲載時期も今から2、3年前のことである。当時被告は、個展に向けた作品制作のために長期的にアトリエにこもっており、地方の小さなイベントを訪れることや、当時、無名の若手新人の作品を認識し得たとはいえない。

(3) 争点3（著作者人格権（氏名表示権及び同一性保持権）の侵害の有無）

【原告の主張】

ア 氏名表示権の侵害

被告は、令和4年1月15日から同年2月5日まで、原告の氏名を表示することなく、原告作品の複製物又は翻案物である被告作品を本件美術展に、「Life is the BLOOM」と名付けて展示し、原告の氏名表示権を侵害した。

イ 同一性保持権の侵害

被告作品は、トルソー支柱部分の色、ランプの色、組み合わせる素材が原告作品と異なっており、これは原告作品の著作者である原告の意に反する原告作品の改変である。被告は令和3年10月22日に被告作品を制作し、原告の同一性保持権を侵害した。

【被告の主張】

原告作品は著作物ではないから、被告作品が原告の著作者人格権を侵害することはないが、仮に著作物であるとしても、原告による著作者人格権の侵害を争う。

(4) 争点4（無断転載に係る著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）侵害の成否）

【原告の主張】

被告は、原告の承諾を得ずに、本件ツイートに本件警告書の写真を添付し、公衆がアクセスし得る状態にしたことにより、本件警告書に係る原告の著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）を侵害した。

【被告の主張】

被告が原告の同意を得ずに本件警告書を公表したことは認めるが、訴訟には裁判の公開の原則（憲法82条）が適用され、また民事訴訟においては原則として何人も訴訟記録を閲覧することができる（民訴法91条1項）から、民事訴訟に関する情報を非公表とすることに対する原告の期待を保護する必要性は一般的に低い。訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載され、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合には、当該部分の閲覧等制限の申立てをすれば足りる（同法92条1項）。

(5) 争点5 (時事報道の(被告の)抗弁)

【被告の主張】

(1) 時事的事件を報道する場合、当該事件を構成し、又は当該事件の過程において見られ、若しくは聞かれる著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、複製し、及び当該事件の報道に伴って利用することができる」とされている(著作権法41条)ところ、以下のとおり、本件警告書の公表は、上記要件に該当する。

ア 「時事的事件」とは、社会で生じたあらゆる事象と解されるどころ、本件訴訟の提起ともいう事象もまさに社会で生じたものであり、被告が本件警告書の送達を受けて間もない時期に公表したものである以上、「時事的事件」に当たる。

また、著作権法41条の「報道」の主体について条文上の制限はなく、現代においては誰もがインターネットを介して報道することが可能になっている以上、私人であろうと「報道」の主体になることができる。仮に、「報道」の主体が、それなりの強い影響力、発信力を持つ私人に限られるとしても、被告は、アーティスト等として活動し、多数の美術展に出品するとともに、インターネット上の多数の媒体で国内外問わず継続的に情報発信を行っている発信力の大きい人物であり、連絡先も明らかにしているから、「報道」の主体になるというべきである。

したがって、本件警告書を公表することは、「時事的事件を報道する場合」に該当する。

イ 本件警告書の公表は、本件訴訟の提起という時事的事件を明らかにするとともに、本件訴訟の提起に至るまでの経緯を説明して、自らの見解を述べるために行われたものであるところ、法律専門家でない被告が、いたずらに本件訴訟の原告の主張を要約するのではその主張を正しく伝えることは難しいことから、本件警告書をそのまま公表することは事件の正確な報道のために必要不可欠である。また、原告は、事実無根の被告に対し、裁判を仄めかしたり脅迫めいたりするなど、悪質な文書をはじめとし電話やFAXを複数回にわたって送付した。これは、社会的に影響力をもつ被告を引きずり下ろそうとした悪意に満ちた行為であり、非常識で迷惑極まりない文書をツイッターに公開することで、自分の立場や事実関係を世間に知らしめようとした被告の行為は、正当な事実報道にあたる。

(2) 以上によれば、本件警告書の公表については、著作権法41条が適用される。

【原告の主張】

本件警告書の公表は、私的な紛争に関し、自らのツイッターで一方的におこなわれたものであって、公共性や公共目的は担保されておらず、時事的事件の報道のための利用に当たらない。このような単に私人の訴訟について当該私人が自ら使用するツイッター等で公表するものについて、著作権法41条が適用されるのであれば、およそ世の中にある訴訟に関する著作物は利用可能となってしまう。

また、被告のように著名な公式アカウントにおいて、非常に強い拡散力をもってネット上に公表することは、原告の著作権侵害を引き起こす悪意ある行為といえる。

したがって、本件警告書の公表に同条が適用されることはない。

第3 当裁判所の判断

(1) 争点1 (原告の著作物性の有無)

(1) 著作物の要件について

原告は、原告作品が著作権法10条1項4号にいう「美術の著作物」に該当すると主張する。

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいうから(同法2条1項1号)、ある表現物が著作物として同法上の保護を受けるためには、「思想又は感情を創作的に表現したもの」でなければならない。第1に、思想又は感情自体ではなく「表現したもの」でなければならないということであり、第2に、「創作的に表現したもの」でなければならないということである。そして、創作性があるといえるためには、当該表現に高い独創性があることまでは必要ないものの、創作者の何らかの個性が発揮されたものであることを要する。表現がありふれたものである場合、当該表現は、創作者の個性が発揮されたものとはいえず、「創作的」な表現ということはできない。また、ある思想ないしアイデアの表現方法がただ1つしか存在しない場合、あるいは、1つでなくとも相当程度に限定されている場合には、その思想ないしアイデアに基づく表現は、誰が表現しても同じか類似したものにならざるを得ないから、当該表現には創作性を認め難い。

原告作品は、その外見が一般的にアパレル業界で使用されるトルソーに酷似したものであり、その点だけに着目すれば、ありふれた表現である。そこで、左胸下部に穴を開け、ライトを付けるなどしたことにより、原告作品に創作性が認められるかが問題となる。

(2) 原告作品の著作物性について

原告作品のうち既製品のトルソーと異なる外観に着目すると、次のとおりである。

第1に、トルソーの全面が肌色の布地によって覆われている。

第2に、トルソーの内部に赤く塗装されたアルミホイルが張られている。

第3に、トルソーの左胸下部に約17センチの穴がくりぬかれている。

第4に、その穴の中に紫色のライトを取り付け点灯させている。

第5に、トルソーの断面に針金を使用したオブジェが装飾されている。

そこで検討すると、第1の点は、トルソーを人間の肉体に見立てる目的で人体の肌色を表すのに広い選択の幅があるとはいえないから、トルソーに肌色の布地を張り付けるという表現だけを見れば、そこに創作性があるとはいえない。

第2の点は、トルソー内部に取り付けられているライトを効果的に見せるため、さらに、肉体内部を表すというアイデアをアルミホイルを赤く塗るという方法を用いて表現したものである。ライトを効果的に見せるためにアルミホイルを内部に用いることは容易に考えることができる。また、肉体内部を表現するのに、内部を赤く塗るという表現方法はあるにふれているといえることができる。また、ライトの色と相まって目立つ部分ではなく、鑑賞者にとっても注意をひかれる部位とはいえない。以上のことから、この点においての原告作品の著作物性は認められない。

第3の点は、「生命」というテーマを表現するにおいて、心臓がある左胸下部をくり抜くという表現方法はあるにふれているといえることができるため、原告作品の創作性が現れているとはいえない。

第4の点は、「命の煌めきというものを考えたとき、寒色と暖色のイメージが湧き、それらが合わさった色を表したい」という原告のアイデアを、紫色のライトを用いて表現したものである。単に左胸下部のくり抜かれた部分に寒色と暖色の2つのライトを用いるのではなく、命の煌めき

という原告作品のテーマと合わせて人間の肉体内部の複雑性を表現するために寒色と暖色が合わさった紫色を選択したところに、原告の個性が発揮されているというべきである。

第5の点は、身体等を傷つけることや威嚇する様子を表現する方法に広い選択の幅があるため、針金を用いることは原告の個性が発揮されているとは言える。

したがって、第4、5の点から原告作品の著作物性が認められる。

(2) 争点2 (著作権(複製権又は翻案権)の侵害の有無)

(1) 同一性又は類似性について

ア 共通点

原告作品と被告作品の共通点は次のとおり(以下「共通点①」などという。)である。

- [1] トルソーの全面が肌色の布地で覆われている。
- [2] トルソーの内部に赤色に塗装されたアルミホイルが貼られている。
- [3] トルソーの左胸下部に約17センチの穴がくり抜かれている。
- [4] その穴の中にライトを取り付け点灯させている。
- [5] トルソーの断面にオブジェが装飾されている。

イ 相違点

- [1] 穴に取り付けられたライトの色は、原告作品は紫色であるが、被告作品は橙色である。
- [2] トルソーの断面を装飾するために用いられた素材は、原告作品が針金であるが、被告作品は植物(加工花)である。

ウ 検討

原告は、複製権又は翻案権の侵害を主張している。

著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを有形的に再製すること(著作権法2条1項15号)をいい、著作物の翻案とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう(最高裁昭和53年9月7日第一小法廷判決・民集32巻6号1145頁、最高裁平成13年6月28日第一小法廷判決・民集55巻4号837頁参照)。

依拠については後記(2)において検討することとし、ここではそれ以外の要件について検討する。

共通点は全て、原告作品のうち表現上の創作性のない部分に関係する。一方、相違点はどちらも、原告作品のうち表現上の創作性のある部分と重なる。

原告作品も被告作品も、共通点(共通点①、②、③、④)の全ては、人間の身体と生命を表すものとしてはありふれた表現である。しかし、相違点はいずれも創作性がある表現であり、それ自体に著作物性があるとは認められる(相違点①、②)。

共通する全ての部分に基づく表現上の本質的な特徴の同一性を維持しているが、共通点自体に創作性が認められないため、有形的に再製しているとは言えない。ライトの色、オブジェのモチーフ(相違点①、②)の選択に創作性を認めることができ、被告作品が、原告作品と別の著作物ということが出来る。しかし、被告作品は、上記相違点①から②について変更を加えながらも、後記(2)のとおり原告作品に依拠しておらず、原告作品における表現上の本質的な特徴を直接感得すること

ができないから、原告作品を翻案したとは認められない。

(2) 依拠について

原告は、令和3年11月に、被告が開催する本件美術展の告知ポスターにより、被告作品が展示されることを知り、被告に対し、令和3年12月2日に本件警告書を送付した。それにより、令和3年12月6日に被告を含めた話し合いが行われ、同年12月7日に本件警告書が本件ツイートに無断転載、公開されたと供述する。このことから、被告は遅くとも令和3年12月6日には、原告の抗議を認識したと認められる。しかし、被告が、原告の抗議を把握したうえで制作及び展示を継続したのは、原告作品を模倣していないとの認識があったからであり、被告が被告作品を制作した時期と原告作品に接した前後関係が明確ではない。そのため、被告作品が制作及び展示するにあたって、原告作品を依拠したと断定することはできない。

なお、原告側証人沢村は、原告作品が展示された、令和元年12月に開催されたアートイベント「おおさかキャンパス2019」の会場において、被告本人を目撃した旨の証言をしているが、来場記録、招待リスト等の被告の来場を示す客観的資料は何も示されておらず、被告が原告作品に接していた事実の証拠としては採用できない。

また、原告は、令和2年12月に出版された本件雑誌に原告作品が紙面に紹介、掲載され、さらに本件雑誌に被告側証人のインタビュー記事が掲載されていることなどから、被告は、本件雑誌に接することで原告作品を認識したというべきであると供述する。しかし、インタビュー記事に応じたのは被告側証人であり被告ではない。また、本件雑誌が美術界において著名な雑誌であっても、被告が原告作品の掲載された紙面を認識したと言い切るには足りない。

以上の事情を総合すると、被告が被告の作品を制作するに当たり原告作品に依拠したと認めることはできない。

(3) 争点3 (著作者人格権 (氏名表示権及び同一性保持権) の侵害の有無)

(1) 氏名表示権侵害について

被告らによる、複製権侵害及び翻案権侵害は認められないため、令和4年1月15日から同年2月5日まで、原告の氏名を表示することなく、原告作品の複製物である被告作品を本件美術展に展示したことは、原告の氏名表示権を侵害したと認められない。

(2) 同一性保持権侵害について

前記(2)で判示したところによれば、原告が同一性を主張する点(前記(2)①, ②, ③及び⑤)は著作権法上の保護の及ばないアイデアに対する主張であるから、原告の同一性に関する上記主張はそもそも理由がない。

また、前記(2)④の点においては、有形的に再製しているものの、依拠の点においては認められないため、被告らは、被告作品を制作することにより原告の同一性保持権を侵害したと認められない。

(4) 争点4 (無断転載のツイートに係る (公衆送信権) 及び著作者人格権 (公表権) 侵害の成否)

前提事実及び証拠によれば、自らのツイッターにおいて、コメントとともに本件警告書の画像を添付し公開した被告の行為は、本件警告書について、公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信をするものであり(著作権法2条1項7号の2)、未公表

の本件訴訟を公衆に提示（同法4条）するものであるから、本件警告書に係る原告の著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）侵害を構成する。

（5）争点5（時事報道の（被告の）抗弁）

著作権法41条は、「時事の記事を報道する場合には、当該記事を構成・・・（す）る著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、・・・利用することができる。」と規定するところ、被告は、本件警告書の公表は「時事の記事を報道する場合」に当たると主張する。

しかし、本件ツイートには、「私の作品を盗作扱いした挙句、法的措置まで言ってくるとは！！小僧ごときが生意気な！！」と記載されており、その趣旨は、紛争状態にある本件警告書の内容を社会的意義のある時事の記事として客観的かつ正確に伝えようとするものではあると解することはできない。したがって、本件警告書の公表は、「時事の記事を報道する場合」に該当せず、著作権法41条は適用されない。

（6）結論

以上によれば、原告の請求のうち、[3]被告に対する損害賠償請求は、公衆送信権及び公表権侵害についての損害賠償金55万円及びこれに対する令和4年1月15日から支払済みまで年3分の割合による遅延損害金を支払うよう求める限度で理由があり、その限度で認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

以上

令和4年11月4日

日本大学神田三崎町地方裁判所民事第88部

裁判長裁判官

三宅実緒里

裁判官

土井龍太郎

裁判官

市川真理子

判決文要旨

主 文

7. 被告は、別紙「被告ツイッター画像目録」記載の画像を公衆送信してはならない。
8. 被告は、前項記載の画像データを記録した記録媒体から、当該データを削除せよ。
9. 被告は、原告に対し、金55万円及び令和4年1月15日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
10. 原告のその余の請求を棄却する。
11. 訴訟費用はこれを4分し、その3を原告の負担とし、その1を被告の負担とする。
12. この判決は、第1項及び第3項に限り、仮に執行することができる。

それでは、次に、判決の理由を述べます。

理 由

・本件の争点

- (1) 原告作品の著作物性の有無（争点1）
- (2) 著作権（複製権又は翻案権）の侵害の有無（争点2）
- (3) 著作者人格権（同一性保持権及び氏名表示権）の侵害の有無（争点3）
- (4) 無断転載のツイート行為に係る著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）侵害の成否（争点4）
- (5) 時事報道の（被告の）抗弁（争点5）

・当裁判所の判断

1. 争点1について

著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」をいうから（同法2条1項1号）、ある表現物が著作物として同法上の保護を受けるためには、「思想又は感情を創作的に表現したもの」でなければならない。

該当作品等に思想又は感情が創作的に表現されている場合には、当該作品等は著作物に該当するものとして同法による保護の対象となる一方、思想、感情若しくはアイデアなど表現それ自体ではないもの又は表現上の創作性がないものについては、著作物に該当せず、同法による保護の対象とはならないものと解される。

また、当該作品等が創作的に表現されたものであるというためには、作成者の何らかの個性が表現として表れていることを要し、表現が平凡かつありふれたものである場合には、作成者の個性が表現されたものとはいえず、創作的な表現ということとはできない。

原告作品は、その外見が一般的にアパレル業界で使用されるトルソーに酷似したものであり、その点だけに着目すれば、ありふれた表現である。そこで、左胸下部に穴を開け、ライトを付けるなどしたことにより、原告作品に創作性が認められるかが問題となる。

原告作品のうち既製品のトルソーと異なる外観に着目すると、次のとおりである。

第1に、トルソーの全面が肌色の布地によって覆われている。

第2に、トルソーの内部に赤い塗装されたアルミホイルが張られている。

第3に、トルソーの左胸下部に約17センチの穴がくりぬかれている。

第4に、その穴の中に紫色のライトを取り付け点灯させている。

第5に、トルソーの断面に針金を使用したオブジェが装飾されている。

そこで検討すると、第1の点は、トルソーを人間の肉体に見立て、有機物性や人間性を表現するというアイデアを表現する方法には広い選択の幅があるとはいえないから、トルソーに肌色の布地を張り付けるという表現だけを見れば、そこに創作性があるとはいえない。

第2の点は、トルソー内部に取り付けられているライトを効果的に見せるため、さらに、肉体内部を表すというアイデアをアルミホイルを赤く塗るという方法を用いて表現したものである。ライトを効果的に見せるためにアルミホイルを内部に用いることは容易に考えることができる。また、肉体内部を表現するのに、内部を赤く塗るという表現方法はありふれていると解される。また、ライトの色と相まって目立つ部分ではなく、鑑賞者にとっても注意をひかれる部位とはいえない。

第3の点は、「生命」というテーマを表現するにおいて、心臓がある左胸下部をくりぬくという表現方法はありふれていると解されるため、原告作品の創作性が現れているとはいえない。

第4の点は、「命の煌めきというものを考えたとき、寒色と暖色のイメージが湧き、それらが合わさった色を表したい」という原告のアイデアを、紫色のライトを用いて表現したものである。単に左胸のくり抜かれた部分に寒色と暖色の2つのライトを用いるのではなく、命の煌めきという原告作品のテーマと合わせて人間の肉体内部の複雑性を表現するために寒色と暖色が合わさった紫色を選択したところに、原告の個性が発揮されているといえるべきである。

第5の点は、身体等を傷つけることや威嚇する様子を表現する方法に広い選択の幅があるため、針金を用いることは原告の個性が発揮されているといえる。

したがって、第4、5の点から原告作品の著作物性が認められる。

2 争点2について

原告作品と被告作品の**共通点**は次のとおり（以下「共通点①」などという。）である。

- [1] トルソーの前面が肌色の布地で覆われている。
- [2] トルソーの内部にアルミホイルが貼られている。
- [3] トルソーの左胸下部に約17センチの穴がくり抜かれている。
- [4] その穴の中にライトを取り付け点灯させている。
- [5] トルソーの断面にオブジェが装飾されている。

相違点

- [1] 穴に取り付けられたライトの色は、原告作品は紫色であるが、被告作品は橙（だいだい）色である。
- [2] トルソーの断面を装飾するために用いられた素材は、原告作品が針金であるが、被告作品は植物（加工花）である。

検討

原告は、複製権又は翻案権の侵害を主張している。

著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを有形的に複製すること（著作権法2条1項15号）をいい、著作物の翻案とは、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為をいう。

依拠については後に検討することとし、ここではそれ以外の要件について検討する。

共通点は全て、原告作品のうち表現上の創作性のない部分に関係する。一方、相違点はどちらも、原告作品のうち表現上の創作性のある部分と重なる。

原告作品も被告作品も、共通点（共通点①，②，③，④）の全ては、人間の身体と生命を表すものとしてはありふれた表現である。しかし、相違点はいずれも創作性がある表現であり、それ自体に著作物性があるとは認められる（相違点①，②）。

共通する全ての部分に基づく表現上の本質的な特徴の同一性を維持しているが、共通点自体に創作性が認められないため、有形的に再製しているとは言えない。ライトの色、オブジェのモチーフ（相違点①，②）の選択に創作性を認めることができ、被告作品が、原告作品と別の著作物ということが出来る。しかし、被告作品は、上記相違点①から②について変更を加えながらも、後記（２）のとおり原告作品に依拠しておらず、原告作品における表現上の本質的な特徴を直接感得することができないから、原告作品を翻案したとは認められない。

依拠について

原告は、令和３年１１月に、被告が開催する本件美術展の告知ポスターにより、被告作品が展示されることを知り、被告に対し、令和３年１２月２日に本件警告書を送付した。それにより、令和３年１２月６日に被告を含めた話し合いが行われ、同年１２月９日に本件警告書が本件ツイートに無断転載、公開されたと供述する。このことから、被告は遅くとも令和３年１２月６日には、原告の抗議を認識したと認められる。しかし、被告が、原告の抗議を把握したうえで制作及び展示を継続したのは、原告作品を模倣していないとの認識があったからであり、被告が被告作品を制作した時期と原告作品に接した前後関係が明確ではない。そのため、被告作品が制作及び展示するにあたって、原告作品を依拠したと断定することはできない。

なお、原告側証人沢村は、原告作品が展示された、令和元年１２月に開催されたアートイベント「おおさかキャンパス２０１９」の会場において、被告本人を目撃した旨の証言をしているが、来場記録、招待リスト等の被告の来場を示す客観的資料は何も示されておらず、被告が原告作品に接していた事実の証拠としては採用できない。

また、原告は、令和２年１２月に出版された雑誌に原告作品が紙面に紹介、掲載され、さらに本件雑誌に被告側証人のインタビュー記事が掲載されていることなどから、被告は、本件雑誌に接することで原告作品を認識したというべきであると供述する。しかし、インタビュー記事に応じたのは被告側証人であり被告ではない。また、本件雑誌が美術界において著名な雑誌であっても、被告が原告作品の掲載された紙面を認識したと言い切るには足りない。

以上の事情を総合すると、被告が被告の作品を制作するに当たり原告作品に依拠したと認めることはできない。

3 争点3（著作者人格権（氏名表示権及び同一性保持権）の侵害の有無）

（１）氏名表示権侵害について

被告らによる、複製権侵害及び翻案権侵害は認められないため、原告の氏名を表示することなく、原告作品の複製物である被告作品を本件美術展に展示したことは、原告の氏名表示権を侵害したと認められない。

（２）同一性保持権侵害について

依拠性で判示したところによれば、原告が同一性を主張する点（①，②，③及び⑤）は著作権法上の保護の及ばないアイデアに対する主張であるから、原告の同一性に関する上記主張はそもそも理由がない。また、前記（２）共通点④の点においては、有形的に再製しているものの、依拠の点においては認められないため、被告らは、被告作品を制作することにより原告の同一性保持権を侵害したと認められない。

争点4について

前提事実及び証拠によれば、自らのツイッターにおいて、コメントとともに本件警告書の画像を添付し公開した被告の行為は、本件警告書について、公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信をするものであり（著作権法2条1項7号の2）、未公表の本件警告書を公衆に提示（同法4条）するものであるから、本件警告書に係る原告の著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）侵害を構成する。

争点5について

著作権法41条は、「時事的事件を報道する場合には、当該事件を構成・・・(す)る著作物は、報道の目的上正当な範囲内において、・・・利用することができる。」と規定するところ、被告は、本件警告書の公表は「時事的事件を報道する場合」に当たると主張する。

しかし、本件ツイートは前提証拠事実の通り、警告書が送付されたことによる遺憾の意、あるいは、警告書の内容の不当性を訴える内容であった。紛争状態にある本件警告書の内容を社会的意義のある時事的事件として客観的かつ正確に伝えようとするものではあると解することはできない。したがって、本件警告書の公表は、「時事的事件を報道する場合」に該当せず、著作権法41条は適用されない。

以上によれば、原告の請求のうち、[3]被告に対する損害賠償請求は、公衆送信権及び公表権侵害についての損害賠償金55万円及びこれに対する令和4年1月15日から支払済みまで年3年分の割合による遅延損害金を支払うよう求める限度で理由があり、その限度で認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

令和4年11月4日

日本大学 神田三崎町地方裁判所民事第88部
裁判長裁判官 三 宅 実 緒 里

裁判官 土 井 龍 太 郎

裁判官 市 川 真 理 子

【担当教員より】

この度は、当ゼミナールの「2022模擬裁判～モダンアート『煌(きらめき)』事件」をご視聴、ご高覧いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

著作権侵害訴訟事件を題材にした「模擬裁判」は、例年、秋の文化祭での上演を目指して当ゼミナールの恒例行事になっておりますが、2020年以来、新型コロナウイルス感染拡大による社会状況の中、「模擬裁判」も丸2年間、Zoomによるオンライン上の制作、配信となっていました。

そんな状況が続いていましたが、今年はおよそ3年ぶりのリアル上演となり、研究室員一同、協力し合って制作に取り組んできました。久しぶりのリアル上演に際して、やはり、足掛け3年のブランクは思いのほか大きく、段取りが悪くて制作が難航しましたが、最後の最後まで諦めずに作品の完成に漕ぎつけたのは、ひとえにメンバー1人1人の努力の結晶であると感じております。

今年の主題は、いわゆる「レディ・メイド」ともいわれる、現代アート作品の事件です。

当ゼミナールの模擬裁判は、このパンフレットの【関連裁判例】にも紹介されているとおり、2件の実際に起きた民事訴訟事件を題材としております。その2件の裁判例をモチーフとして、それらとはまったく別のオリジナル事件として、登場人物、団体、背景事情なども一からシナリオを起こしております。

キャスト、出演者一同による上演はもちろんのこと、脚本制作、原告・被告それぞれの現代アート作品となるオブジェの制作、ポスター、パンフレットの制作、進行説明のパワーポイント作成、判決起案、そして最後の動画編集まで、すべて、ゼミナール研究生による手作り作品となっております。

色々と至らない点多々あるかとは存じますが、是非、お楽しみいただけましたら幸いです。

2022年11月吉日
担当教員 藤田晶子

【編集後記】

この度は藤田ゼミナールの「模擬裁判 モダンアート「煌」事件」をご覧いただき、誠にありがとうございます。

今回の模擬裁判では、現代アートの複製権、翻案権と、「警告書」という法律関係文書の無断公開による公表権、公衆送信権について争うものとなりました。

新型コロナウイルス感染症流行後、3年ぶりの対面上演となった今回ですが、久しぶりの上演ゆえに準備は過密スケジュールでした。

そんな中でも、ゼミ生同士で話し合い、協力しあって形にできたことは大変誇らしく思います。

8期生全員で作り上げた模擬裁判は、私たちにとって大変貴重な経験となりました。ご覧いただいた皆様にとっても、記憶に残るものとなっていることを願います。

最後に、今回の模擬裁判が知的財産法や著作権法へ興味を持つきっかけとなれば幸いです。

藤田ゼミナール第8期生
須藤太晟

知的財産法藤田ゼミナール第8期生